

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和4年7月29日（金）午後1時 議場

出席委員（9名）

（委員長）岩 崎 康 朗 （副委員長）大 下 哲 治
門 脇 一 男 国 頭 靖 戸 田 隆 次 中 田 利 幸
西 野 太 一 又 野 史 朗 矢 田 貝 香 織

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】

[総務管財課] 松本課長 清水財産管理担当課長補佐

【経済部】若林部長

[経済戦略課] 坂隠課長 岩田産業・雇用戦略室長

[商工課] 頼田課長 上場商工振興担当課長補佐 中原商工振興担当主任

【文化観光局】深田局長

[観光課] 石田課長 田仲課長補佐兼観光戦略担当課長補佐

[スポーツ振興課] 成田課長

[文化振興課] 原課長 林課長補佐兼文化振興担当課長補佐 木村文化財室長

【農林水産振興局】赤井局長兼農林課長

[農林課] 深田農林振興担当課長補佐 神庭農林振興担当係長

[水産振興室] 宅和室長

[地籍調査課] 塚田課長

【都市整備部】隠樹部長

[建設企画課] 岡島総務担当課長補佐

[都市整備課] 北村課長 森公園街路担当課長補佐

本干尾米子駅周辺整備推進室長

[道路整備課] 伊達次長兼課長 瀬尾課長補佐兼道路維持担当課長補佐

足立交通安全施設担当課長補佐

[営繕課] 西村課長

[建築相談課] 前田次長兼課長 神門課長補佐兼建築審査担当課長補佐

[住宅政策課] 池口課長 潮課長補佐兼市営住宅担当課長補佐

【下水道部】下関部長

[下水道企画課] 遠藤次長兼課長 仲田下水道企画室長 中村総務担当課長補佐

[下水道営業課] 林課長 森料金担当課長補佐

[整備課] 山中課長 本池課長補佐兼管路整備担当課長補佐

清水管路維持担当課長補佐

[施設課] 山崎課長 見山施設維持担当課長補佐

【農業委員会事務局】日浦事務局長

出席した事務局職員

松下局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐

傍聴者

安達議員 伊藤議員 稲田議員 今城議員 田村議員 塚田議員 津田議員
錦織議員 松田議員 森田議員 森谷議員 吉岡議員

報道関係者 1人 一般 9人

審査事件及び結果

議案第58号 米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第59号 財産の取得について [原案可決]

陳情第1号 国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの白紙撤回を求める陳情
[趣旨採択]

陳情第6号 消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情 [不採択]

報告案件

- ・文化財保存活用地域計画について（中間報告）[経済部]
- ・令和4年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金（都市整備部）について
[都市整備部]
- ・令和4年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について [下水道部]

協議事件

- ・閉会中の継続審査について
- ・広報広聴委員の選出について

~~~~~

## 午後1時00分 開会

○岩崎委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

本日は、25日の本会議で当委員会に付託されました議案2件及び陳情2件を審査するとともに、報告を3件受けます。

経済部所管について審査をいたします。

陳情の審査をいたします。

陳情第6号、消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として、陳情提出団体の滝根崇様に御出席をいただいております。早速説明をいただきたいと思いますが、説明は分かりやすく簡潔にお願いいたします。また、説明は着席したままで構いません。

それでは、滝根様、お願いいたします。

○滝根氏（参考人） 米子民主商工会の滝根と申します。今日は発言の機会をいただきありがとうございます。

それでは、早速趣旨説明に移ります。

インボイス制度というものの説明をする前に、消費税について簡単に整理します。

消費税というのは、事業者が納税義務者であり、1年に1回、事業者が申告納税をします。売上げ1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されていますので、これ

を免税事業者と呼びます。対して売上げが1,000万円を超える事業者の場合は、消費税の申告納税をしますので、課税事業者というふうに呼んでいます。

申告のやり方は、売上げに対する消費税、これを消費税額というふうに言いますが、から仕入れ経費に対する消費税、これを仕入れ税額というふうに呼びますけれども、これを差し引いて残ったものを納税するという方法で申告納税をしています。申告の基になる売上げや仕入れ経費については、請求書や領収書の金額をまとめた帳簿から計算をしています。

ところで、インボイスというのは、特定の条件を満たした請求書、領収書のこと、従来から使われている請求書や領収書とは区別されます。特定の条件とは、いろいろあるんですが、最も特徴的なことは、税務署に登録をした登録番号が記載されていることというふうになっています。ですので、登録番号の記載のある請求書、領収書のことをインボイスというふうにいうということです。

インボイス制度というのは、消費税申告の仕入れ税額を計算する際にインボイスだけの合計金額を用いるというルールです。インボイスとインボイスではない請求書、領収書が混在している事業者の場合は、今までであれば全部の領収書、請求書を合計して仕入れ経費を計算していたのに対し、インボイス制度の下ではインボイスという領収書しか金額合計できなくなるため、差し引くべき仕入れ税額が少なくなることから、今までよりも多くの消費税を納税しなければならなくなります。インボイスは消費税の課税事業者にしか発行できませんから、消費税免税事業者と取引している事業者に対する消費税の増税というのがインボイス制度の実態ということになります。

その増税額ですが、私たち民商の会員の売上げ1億円弱の建設業者さんで試算してみると、およそ200万円程度になります。これほどの増税額は到底払い切れませんので、この事業者はインボイス制度が導入されると、まず料金の値上げをしてみようかというふうに考えます。それから、インボイスをもらえない免税事業者との取引をもうやめてしまうということも考えられます。または、免税事業者への支払いを、それぞれ外注費などの経費ですけれども、10%カットするというようなことをして、200万円の増税分を何とか支払うような営業努力をしなければなりません。

中小業者にとって料金の値上げはなかなかできることではありません。しかし、免税事業者に負担を転嫁すると、今度は免税事業者の仕事がなくなるか、もしくは負担増となって免税事業者が倒産していくという事態が起こり得ます。コロナ禍により市民はじめ多くの中小業者が大変な思いをしているときに実質の消費税増税というようなことを行うことは間違っていると考えます。

そもそもインボイス制度の導入の理由は、複数税率の下での適正な申告納税を担保するためというものでしたが、軽減税率の導入以後、今までのやり方で2回の申告納税を行われてきましたが、何の問題も起こっていません。

インボイス制度導入の動機として、消費税の益税問題を解決するんだと主張される方々もおられますが、先ほど述べたように、インボイス導入の理由は複数税率であって、益税問題ではありません。そもそも益税というものは存在しないとする判決が東京と大阪の2つの地方裁判所で確定しています。これは国、国税庁が益税というものは存在しませんと裁判において主張したことをそのまま裁判所が認めたものです。国も裁判所も益税はない

と明確にしており、益税問題を持ち出す余地はありません。

最後に、インボイス制度や消費税に対する考え方は様々だと思いますし、税制については国の所管であるということも重々承知しておりますが、米子市の事業者は99%以上が中小業者であり、東京や大阪といった大都市と違って免税業者も数多く存在します。コロナ禍や物価高騰で存続の危機に瀕している事業者のことを鑑みれば、今、インボイス制度を実施することは到底不可能だと思いますし、米子市議会から国に意見書を提出する意義は大変大きいと考えています。

以上のことを踏まえて、議論のほどをよろしくお願いいたします。以上で終わります。

**○岩崎委員長** 説明は終わりました。

それでは、参考人に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** ないようですので、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります錦織議員からの説明を求めます。

賛同議員も参考人と同様、着席したままの説明で構いません。

錦織議員。

**○錦織賛同議員** 錦織です。今回のインボイス制度の実施の中止を求める陳情に賛同いたします。

その理由は、この制度解説のところで皆さんにも、議員さんにもお配りしている資料を見ていただくと、昨年、岡村英治市議がシルバー人材センターについて議会の中で質問したところなんですけれども、例えば米子市のシルバー人材センターの例を挙げて分かりやすく説明しておりましたが、ここでは令和3年度の予算の公表をしており、ここから消費税の納税額を推定すると大体年間30万の納税額となると。しかし、このインボイス制度が始まると、これまでシルバーさんに支払っている外注費が仕入れ税の控除ができなくなるということで、結局シルバー人材センターが納税をしなきゃいけないという金額は約1,500万円となると。それがじゃあシルバー人材センターが払えるのかということ、とてもそういうことにはならない。この場合の免税業者さんいたらつまり会員さんで、シルバー人材センターの登録の会員さんなんですけれども、そういったところに、シルバー人材センターに支払う委託費に消費税の納税分を支払いなさいという、国のほうではそういうことに、国会では、ここに書いてありますように厚労省が指導したということなんですけれども、それじゃあ、米子市の財源は私たちが納める市民税なのですから、シルバー人材センターの消費税増額分を私たち市民が負担するということになって、これまたおかしなことになると思うんです。やっぱり市民の暮らし、それから地域経済にとって、このインボイス制度が導入されると重大な影響を被るということになりますので、ここはインボイス制度の実施中止を求める陳情をぜひとも採択して、国に意見書を上げるべきだということで、賛同理由としたいと思います。

**○岩崎委員長** 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対しては、質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**岩崎委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、御意見を一人一人お願いをいたします。

それでは、矢田貝委員のほうから求めたいと思います。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 私は、この陳情に対しましては、不採択で主張させていただきます。

インボイス制度につきましては、消費税の創設から軽減税率の導入という税制改革の流れの中から今後の税の公平性を進めるためにも必要な制度と考えております。中小企業、小規模事業者等が、コロナの影響で地域経済が疲弊しているからこそ、税について把握漏れをすることなく電子化に向かわれるという好機になることを期待をしております。以上です。

○**岩崎委員長** 続いて、又野委員。

○**又野委員** 今回のこのインボイス制度の陳情については、採択を主張いたします。

意見陳述でも賛同の理由の中でもありましたけれども、もともと免税業者さんの負担がこれは増えるのはもう間違いないインボイス制度ということになります。そうなれば、その負担の分を価格に転嫁、なかなかしづらい。それはもう当然今の状況では、コロナ禍でもなかなか苦しい状況の中でそれも難しいということもあります。そうすると、中小、小規模の免税事業者さん、どんどん廃業に追い込まれる、これはもう明らかだと、このインボイス制度の中では、採用されれば、言われています。そうすると、ただでさえ本当にコロナでえらい中、影響はもっとそれ以上に出てくるのではないかと考えています。そして、小規模事業者、やはり地方にとっては経済の中心だと考えています。地方経済に対しても大きな打撃を与えることはもう間違いありません。そういう意味から考えても、今回の消費税インボイス制度というのはやはり中止にすべきだと考えますので、採択を主張いたします。以上です。

○**岩崎委員長** 続いて、西野委員。

○**西野委員** 私は不採択でお願いします。

理由は、少子高齢化、ますます進む日本経済、そのためにはやっぱり安定的な財源確保ということで、取れる税金はこれからもしっかりと取っていくという展開で、課税事業者、免税事業者ありますけど、課税事業者の中にもやっぱり1,000万円以上だからといって売上げが、利益が全然上がってない苦しい事業者もたくさんあります。免税事業者の中でも利益率90%という事業者もたくさんあります。そこで1,000万で線引きされて、1,000万以下が苦しい、苦しいっていうのもちょっとおかしいんじゃないかなど。課税事業者の中にももちろん苦しんでいる事業者いっぱいあります。しかしながら、消費税は払い続けていますので、これは不採択でお願いします。

○**岩崎委員長** 次に、門脇委員。

○**門脇委員** 私は、本陳情に対しましては、不採択、採択しないでお願いしたいと思えます。

インボイス制度につきましては、公平、公正な税負担につながる制度であると思っております。また、陳情にありましたけれども、中小業者、免税事業者の方々にとりまし

ては、税制度開始後6年間は一定の仕入れ額控除を認める経過措置期間が設けられるように伺っております。この間に事業者の方々はこの制度に対する対応を見極めることができるようになっているように思いますので、以上のことから、本陳情に対しましては、不採択、採択しないをお願いしたいと思います。

**○岩崎委員長** 続いて、戸田委員。

**○戸田委員** 本陳情につきましては、私は不採択を主張いたします。

先ほど来からありますように、税の負担については、公正的でなければなりませんし、国民の負担であろうというふうには考えております。そうした中で、今の消費税の複数年制度の下においては、適正な課税を確保することが私は必要であろうというふうに考えております。

以上をもちまして、本陳情につきましては、不採択を主張いたします。

**○岩崎委員長** 続いて、中田委員。

**○中田委員** 私も結論としては不採択を主張いたします。

先ほど来ありますように、まず前提条件として、消費税は社会保障制度を支える非常に大切な税財源になっている。その財源である税がやはり公平であるということをいかに構築するかということがこのポイントだと思っておりますので、その公平性を担保するためにもこういった制度改革は必要であったと。実際、1,000万円以下のところのこともさっき語られておりましたけども、私も多くの事業者の中でそういった1,000万円以下の方たちがどのような価格を設定して売買をしてきたかという実態は把握しております。先ほど西野委員が言われたように、課税事業者の中にも大変苦しみながら御努力いただいて頑張っておられるところもいっぱいある。そういった中での税体系をいかに公平に制度としてつくり上げていくのかという流れの中のことですので、私は、この陳情については、不採択といたします。

**○岩崎委員長** 続いて、大下委員。

**○大下委員** 私も不採択を主張いたします。

その理由を申し上げますと、先ほど益税は存在しないと言われましたけど、実際に免税事業者であっても商品を販売したりサービスを提供する場合に当たって、消費税を取っている業者さんもおられることは事実です。それで、税の公平性を考えますと、やはりこの制度は必要ではないかと思っておりますので、今回の件は不採択といたします。

**○岩崎委員長** 続いて、国頭委員。

**○国頭委員** 私は採択でお願いしたいと思います。

総務省なり財務省が税をしっかりと取っていくということで考えたことだと思うんですけど、これはコロナ前の発想ですよ。がずっと続いていて、来年から行われるということですけど、コロナ前の発想だったらこれでもよかったのかもしれませんが、今、非常に厳しい中、これが本当に来年そのまま実施されるのかなと、予定どおり実施されるのかなと、ちょっとどうかなと思っております。そういった面でも、私は、例として米子市のシルバー人材センター等を例に挙げておられますけども、いつもシルバーセンターにおいても米子市に対して毎年要望があっているのに、米子市はそれに応えられてきたのかなというところでもあります。実際、このインボイス制度ができて、その部分を米子市がしっかりと消費税相当分を人材センターにできるのかなと、こういった業者が、こういった団体が

何個あるのかなとも思っております。

いろいろな面を考えますと、中小業者の多いやはり地方に対しては、これは現状のまま行われるべきではないと思いますので、採択ということでお願いしたいと。

**○岩崎委員長** 以上で討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

陳情第6号、消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手…国頭委員、又野委員]

**○岩崎委員長** 賛成少数であります。よって、本件は、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第6号について、採決結果の理由の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認いただきたいと思っております。これでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

**○岩崎委員長** 御異議ございませんので、そのようにさせていただきます。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後1時20分 休憩**

**午後2時01分 再開**

**○岩崎委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

陳情の審査をいたします。

陳情第1号、国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの白紙撤回を求める陳情を議題といたします。

本陳情の賛同議員であります錦織議員からの説明を求めます。

錦織議員。

**○錦織賛同議員** 錦織陽子です。国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの白紙撤回を求める陳情について、賛同理由を述べさせていただきます。

昨年、日本の食料自給率はカロリーベースで37%と過去最低を記録しました。さらに、気候変動や温暖化の影響、またウクライナ危機の下で国際的な穀物価格が上昇するなど、世界的な食料危機がもたらされています。しかし、一方では、コロナ禍で外食産業など米需要が減少する中で、昨年は史上最大の減反が強いられました。日本の農業は60年間で200万ヘクタール近く減少し、437万ヘクタールと3分の2になりました。主に農業に従事している基幹的農業従事者数も2000年の240万人からこの20年間で136万人に減少し、約6割も減っています。

陳情書に国の水田活用直接支払交付金の見直しの主な内容の記述がありますので、一つ一つを読み上げることはしませんが、転作補助金の打切りなど、大規模な交付金削減の内容となっており、本市の基幹産業である農業に従事している農家が交付金削減、廃止の対象になるなど、重大な影響を及ぼすおそれがあります。このまま見直しが実施されることにでもなれば、令和4年度の米子市農業再生協議会水田収益力強化ビジョンなども出されておりますが、ここの中でもいろいろと取り組んでいこうと方針が示されていますが、所

得向上も担い手の拡大も見込むどころか、これまで頑張ってきた農業者の離農と耕作放棄地を増やしてしまうことになりかねません。今議会でも耕作放棄地の質問なども出ましたが、米子市民の環境と安全な食料、経済にとっても大変重要な問題であると思います。食料安全保障の観点からも、農家経営を支えてきた水田活用直接支払交付金の見直しの白紙撤回を求めます。

なお、既に西部の町村では、3月議会で同趣旨の意見書を国に上げておられることから、米子市議会におかれましても、党派を超えて陳情を採択し、意見書を上げるよう求めまして、賛同理由といたします。よろしく願いいたします。以上です。

**○岩崎委員長** 賛同議員の説明は終わりました。

賛同議員に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、御意見を一人一人お願いいたします。さっきとは逆にいきましょう。

そしたら、国頭委員。

**○国頭委員** 私は採択でお願いしたいと思います。

国も減反減反、お米を食べなくなっているということで、仕方ないと思いますけども、やはりそれを担っているのは、米子市も市内の中ありますけども、水田をやっておられる専業、兼業の方々でして、これを一遍にやっぱり切っていくというのはどうかなと思っております。急速にこういった流れが進んでいくというのは私はどうかなと思っておりますので、これは採択ということでお願いしたいと。

**○岩崎委員長** 続いて、大下委員。

**○大下委員** 私は趣旨採択でお願いいたします。

理由といたしまして、2018年に減反政策が終わり、自由に米が作られるようになったのはいいんですが、米を作る農家さんがとても増えたと、増えて、なおかつ気候変動で、実際に私も農家でして、米を作っているんですけど、山側から水を取られると海のほうの田んぼにまで水が来ないと。それで、幾ら米が作れる環境はあっても水が来ないと全くそれは、米は作れませんので、それで仕方なく、今、牧草とかを作っているんですけど、それで、そういった作れない場合もありますので、それで、今回は趣旨採択ということでよろしく願いいたします。

**○岩崎委員長** 続いて、中田委員。

**○中田委員** 私も結論としては趣旨採択を主張いたします。

こういった水田の持っている多面的機能だとか、水田の価値とか、そういったものは十分理解しているつもりでおりますし、水田、私もどちらかという毎日米を食べる生活しておりますので、米の大切さというのも分かっておりますし、とは思いますが、この交付金そのものが水田の活用の直接支援の交付金という性格のものなので、この5年間のうち1年でも作っていれば、たしか対象になる制度になっていると思うんですけど、やは



り水田として活用しているところに出す交付金の性格からいって、それを救済する措置というのはまた別に考えるべき措置であって、やはり水田を水田として守っていただいている、やっけていただいている人に出す交付金という性格から考えると、なかなかストレートにこれを採択という話には私はなりませんので、趣旨採択ということで主張したいと思えます。

**○岩崎委員長** 続いて、戸田委員。

**○戸田委員** 私も水田活用直接支払交付金の内容については趣旨採択を主張いたします。

先ほど来から話がありますように、確かにこれから自給自足の時代が到来するのは私たちも理解していかなければならないなと思っておるんですが、ただ、水路やあぜがないのにもかかわらず、水張りがしてないのに交付金が支払われておられると。私もこの実態を近所の方に聞きました。やはりそういう実態があるようです。そういうふうなことを考えれば、なぜか不合理性があるなというふうに私は強く感じておるところでございます。ただ、飼料米については、これはたくさん、転嫁米で作っておられますので、この辺のところの補填はしていかなければならないのかなというふうに私は理解するんですけども、やはり全体的に農業政策においてこういうふうな不合理性が私はあってはならないと。そういうふうな観点から、趣旨採択を主張いたします。

なお、意見書の提出については、私は必要でないというふうに考えています。

**○岩崎委員長** 続いて、門脇委員。

**○門脇委員** 私は、本陳情に対しましては、趣旨採択を主張したいと思えます。

国の水田活用の直接払い交付金の見直し、これにつきましては、その制度の趣旨や現場の実態を反映したものであると、こうは理解をしておりますが、一方で、このたびの見直しの内容につきましては、この陳情にありますように、農家の方々の反響が非常に大きいことも承知しておりますので、本陳情に対しましては、趣旨採択を主張いたします。

**○岩崎委員長** 続いて、西野委員。

**○西野委員** 私も趣旨採択でお願いします。

3番、4番の飼料用米や畑地化支援、こちらは確かにと申うんですが、やはり中田委員もおっしゃられた1番の5年水張りが行われぬ農地にお金を出すというのはちょっとどうかと思えますので、その点を踏まえて、趣旨採択でお願いいたします。

**○岩崎委員長** 続いて、又野委員。

**○又野委員** 私は採択を主張いたします。

この見直し、途中から見直しをされるということになると、それまでこの交付金をこれからは受けられると思っていた農家さんがその分受けられなくなるということは、収入が明らかに減ってくるということになります。今は本当に農家の方々も苦しい状況にあるというのは皆さん御承知のことであると思えますので、この見直し自体をすることは、今はやめるべきだと考えます。

先ほど実態と合わない部分があるという話がありましたけれども、それならば、それに見合った対策をきちんと取ってからこの見直しをするべきであって、今この見直しだけをするというのはとても農家に大打撃を与えることになると思えますので、ただでさえ苦しんでおられる、そして本来であれば守っていかねばならない、食を守っていく農家をやっぱり国として守っていただきたいという気持ちがありますので、これは意見書を上げ

るべきだと考えております。以上です。

**○岩崎委員長** 続いて、矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 私は、今回の見直しの白紙撤回を求める陳情につきましては、賛同できません。継続審査を主張したいと思います。

今回の国の方針の打ち出し方につきましては、様々に混乱を招いた点では反省をすべきことだというふうに私は考えておりますし、日本の農業政策、展望が見えないなど、今回の陳情の趣旨は大変理解をしております。

しかし、飼料米ではなくて輸出用米であるとか加工用米へ、また高収益作物への転作物物のブロックローテーションを促せるように、今後5年間での各地域での課題把握と見直しを求めていくとしているところであると理解をしております。この見直しによりまして交付金が的確に措置されることになれば、地域の特色や気候に合った作物の選択など、また大規模な作付転換が進むことにもなるのではないかと考えております。農水省が今後、交付対象水田のルールの対象、対応を示すことにしているというふうにも聞いておりますので、その内容を見ていきたいというふうに考えておりますので、継続審査を主張したいと思います。

**○岩崎委員長** ただいま8名の委員の方から討論の御意見をいただきました。それぞれにいただきましたが、1点だけ確認をさせていただきます。

まず、採択を主張される委員の皆さんは、意見書を出すという前提での採択ということで、それは理解できます。

趣旨採択のほうでございますが、戸田委員のほうからは、意見書を提出はしないという御意見をいただきました。そのほかの4名の趣旨採択の委員の皆さんに確認をさせていただきます。意見書を伴わない、意見書を提出しないということでもよろしいかどうかを諮らせていただきますが、4名の方、いかがでしょうか。意見書はいかがでしょう。御意見、よろしく願います。

中田委員、何かありますか。

中田委員。

**○中田委員** 意見書は提出しない。

**○岩崎委員長** しないということ。

大下委員も確認させてください。提出は……。

**○大下委員** しない。

**○岩崎委員長** しない。

門脇委員。

**○門脇委員** 同じく提出はしないをお願いしたいと思います。

**○岩崎委員長** 西野委員。

**○西野委員** 同じく。

**○岩崎委員長** 承知しました。

それでは、趣旨採択の討論意見ということで、これは出そろいましたので、以上で8名の討論を終結をいたします。

これより採決をいたします。

最初に、継続審査を主張される委員の方もいらっしゃいました。継続審査について、先

にお諮りをいたします。

本件について、継続審査に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…矢田貝委員〕

○岩崎委員長 賛成少数であります。

それでは、改めて採決します。

又野委員。

○又野委員 次の採決はというふうに分かれる、になるんですかね。

○岩崎委員長 今のところ趣旨採択の人数が多いわけですので、最初に趣旨採択か不採択かで諮らせていただきます。そういうルールでございますので、趣旨採択か不採択で諮らせてもらいます。それ以外で、自分はどうしても採択だということだったら退席をお願いしたい。そのようにお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。そのことは、この後、確認はしますけども、一応そういう流れでいこうと考えております。よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○岩崎委員長 それでは、趣旨採択が採択より多いために、趣旨採択か不採択で採決したいと思います。採択された委員、2名の委員の方いらっしゃいましたが、趣旨採択か不採択で諮らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、陳情第1号、国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの白紙撤回を求める陳情について、趣旨採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…大下委員、門脇委員、国頭委員、戸田委員、中田委員、西野委員、又野委員〕

○岩崎委員長 賛成多数であります。よって、本件は、趣旨採択すべきものと決しました。

次に、先ほど趣旨採択と決しました陳情第1号について、趣旨採択結果の理由の取りまとめを行います。

趣旨採択の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認をいただきたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○岩崎委員長 御異議ございませんので、そのようにさせていただきます。

それでは、賛同議員、どうぞ傍聴席のほうにお戻りください。

〔賛同議員退席〕

○岩崎委員長 次に、経済部から1件の報告がございます。文化財保存活用地域計画について（中間報告）、当局からの報告をお願いいたします。

原文化振興課長。

○原文化振興課長 そうしますと、文化財保存活用地域計画に係ります中間報告につきまして、文化振興課のほうから御説明をいたします。

この計画ですけれども、平成30年に文化財保護法の改正に伴いまして制度化をされました。こちらにつきましては、都道府県が策定する文化財保存活用大綱、こちらを踏まえまして、各市町村におきまして作成する計画でして、文化庁の認定を受けるものになります。いわゆる文化財版の総合計画、マスタープランと言えるものでありまして、このたび計画期間を8年間というふうに予定しておりますが、その8年間に取り組む具体的な内容

を盛り込んでいくアクションプランとして作成をしたいというふうに考えております。

今現在、市内の各地域では、本当に住民の皆さんから親しまれて大切にされている歴史的な文化遺産、例えば神社仏閣ですとか建物、遺跡とか古墳、またさらには自然界の生き物とか地域の伝統行事、そういった様々な、指定、未指定の文化財を問わず、後世につなげていきたい、残していきたいという文化財がたくさん残っております。そういったものを網羅いたしまして、一体的に、総合的に保存活用を進めることで、それぞれの地域での特徴を踏まえまして地域づくり、こちらの推進、それから文化財の確実な保存・継承に生かしていければというふうに考えております。このたび作成を予定しております計画に当たりましては、市内で約1,000件程度の歴史文化遺産を今後リストアップをしていきたいというふうに考えております。

今現在、鳥取県におかれましては、令和2年の3月に鳥取県文化財保存活用大綱というのを策定されました。その大綱を踏まえまして、本市でも昨年8月にこの文化財保存活用地域計画の作成のための検討協議会を立ち上げております。その協議会におきまして、委員の皆さん方で鋭意御検討を進めていただいているところでございます。このたびこの計画の骨子となります、骨格となります構成内容について取りまとめが終わりましたので、中間報告をさせていただきたいというふうに考えております。

お手元の計画の概要ということになります。この計画の概要ですけれども、現在の文化財におきます現状、それからそれを取り巻く社会環境を踏まえまして、今、お手元に記載しておりますが、大要6点の課題を設定しております。いずれも大変大きな課題ではありますが、一步一步着実に、かつ具体的に少しずつでも取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、この計画に基づきまして、目指すべき将来像といたしましてですが、本市は御承知のように古くから交通の要衝ということで、そういう地の利を生かして発展を遂げてきました。そのような歴史的な背景を踏まえまして、またさらに現在の少子高齢化の進展やそれに伴います地域コミュニティの変容、さらに近年では新型コロナウイルス感染症への対応というのが求められる中で、生活様式も変わってしまうというようなことが新しい課題としても提起されております。そうした社会の中で、人々や地域のつながりというのをもう一度、いま一度取り戻していくということができるところとして、大山というのに着目したいというふうに考えております。米子市内どこからでも仰ぎ見ることができます大山、この大山に見守られるおかげに感謝しつつ、交流で栄えたまちであることを旨にしてこれからのまちづくりを進めていければ、そういうような期待を込めまして、お手元の資料に上げておきますとおり、「大山さんのおかげ」と感謝を捧げ、交流の歴史・文化が息づくまち・米子」を将来像として掲げていきたいというふうに考えております。

続きまして、計画の基本方針ですけれども、文化財の保存と活用に関する課題の解決、様々な課題がございますが、その解決に向けた取組としまして、お手元の資料に5点を掲げております。

また、この計画においてですけれども、ここはそれぞれの歴史文化遺産の特徴がございます。そういった特徴を踏まえまして、関連するテーマごとに一定のまとまりをつくっていきこうと、共通する事柄ですとか結びつきというのを多面的に捉えたいということで、一体的に保存活用を図っていききたいと考えております。具体的には、テーマとかストーリーを

設定いたしましたして、その中での関連文化財群としてのくくり、また歴史文化遺産が特に集中するエリアということで、歴史文化保存活用区域をそれぞれ設定いたしましたして、保存活用を進めてまいりたいというふうに考えております。

この計画の期間でございますが、現在の米子市まちづくりビジョンの計画の期間、これが令和の2年から11年になっております。そのまちづくりビジョンの計画期間とか、その改定を踏まえまして、令和5年から令和12年、この8年間でこの保存活用地域計画を設定したいというふうに考えております。このたびは8年間ということで設定をしたいと思っておりますが、令和13年からの次の地域計画につきましては、10年間で計画期間を設定していきたいというふうに考えております。

最後に、これからのスケジュールになりますけれども、このたび御報告いたしました構成の内容に基づきまして、検討協議会のほうでさらに具体的に御協議をいただいて、策定作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

今後、議会ですとか文化財保護審議会の御意見もいただきながら、文化庁とも当然随時相談いたしましたして、今年度末には計画の案を固めてまいりたいというふうに考えております。そして、計画の案をまとめまして、引き続き文化庁との協議も行いまして、来年、令和5年の7月に国の審議会が予定されておりますので、この審議会のタイミングで私どもの計画の認定をいただきたいというふうな目標を持って進めてまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

**○岩崎委員長** 説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見をお願いいたします。

西野委員。

**○西野委員** 将来像のところで、「大山さんのおかげ」と感謝を捧げ」ってあるんですけど、これキャッチフレーズか何かになるんですか。

**○岩崎委員長** 原文化振興課長。

**○原文化振興課長** 大きな目標としまして、キャッチフレーズ的にも捉えていきたいというふうに考えております。

**○岩崎委員長** 西野委員。

**○西野委員** 私も、大山、非常にスキーとか登山とか、本当、感謝しておりますが、米子市として「大山さんのおかげ」と感謝を捧げ」っていうのもどうかなと思うんですけど。これが大山町や伯耆町だったらこのネーミングでいいのかなと思うんですが、米子市として「大山さんのおかげ」って、何か僕個人としては、何で大山なんだろう。もちろん本当に先ほども言ったように大山はすごい魅力もあって、観光にもアピールするには抜群の山ですが、米子市として大山をちょっとリスペクトし過ぎかなと思って。先ほども言ったように、大山町や江府町だったらもう本当これはいいんでしょうが、ちょっとそこが米子市民として引っかかる場所があります。以上です。

**○岩崎委員長** 原文化振興課長。

**○原文化振興課長** 大山町、大山ということですが、正直、米子市内は本当にいろいろなところからいろんな形で大山というのが仰ぎ見れるという現状があります。そういったことからこのたび目標像ということで掲げさせていただいたわけですが、一応先ほど

いただいた御意見も再度検討協議会でも併せて検討していきたいというふうに考えております。

○**岩崎委員長** 西野委員。

○**西野委員** かしこまりました。よろしくお願いします。

○**岩崎委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 私も今の似たようなことなんですけれども、関連文化財群、下のところに項目がございますけれども、文化財ってなったときに、皆生の位置づけっていうところは検討には入らなかったのかというのがちょっと伺ってみたいところでした、せめて将来像のところの「大山さんのおかげ」のところには皆が生き生き米子市は生きていけるまちなのだというような表現でもって、米子からの発信だということを将来に目指す文化財としての何か、文字だけかもしれないけれども、もし文化財としての位置づけというのが難しいのであれば、そういったような検討もしていただけないだろうかというふうに思うんですけども、2点、御答弁いただければと思います。

○**岩崎委員長** 原文化振興課長。

○**原文化振興課長** 皆生につきましてですが、今ここに掲げております関連文化財群、今のところ想定しております例になります。おっしゃったように、皆生につきましても米子の特徴の一つでもありますので、くくりとしてどのようなくくりが一番適切なのかというのは、皆生も当然視野に入れながら、今後検討も進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、もう1点、先ほどの将来像のあたり、今おっしゃった米子からの視点といたしますか、生き生きとしたというようなあたりも、御意見としていただいた上で、再度、また今後も引き続き検討していきたいというふうに思います。

○**岩崎委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** ぜひよろしくお願いします。皆が生き生きと書くから皆生なので、よろしくお願いします。

○**岩崎委員長** 深田文化観光局長。

○**深田文化観光局長** 申し訳ありません。先ほどのお答えにちょっと補足させていただきますが、ちょっと原課長のほうがまだ検討中ということではっきり言われなかったようなんですけども、ここに上げてあります関連文化財群、代表的なものを上げております。おっしゃられた皆生温泉につきましても、まだ仮の段階ではありますが、米子の奥座敷皆生温泉物語の関連文化財群、近代的な市街地計画によりまして誕生した皆生温泉の関連文化財群ということで上げていこうとは考えておるところでございます。以上です。

○**岩崎委員長** 中田委員、手が挙がりました。

○**中田委員** 中間報告ということで、ここはある程度整理されてきて、一定程度の例えば歴史に携わっている方なんかのアドバイスも当然受けた取りあえず中間的な素材として理解していいんでしょうかね。まずちょっと最初にそれを聞きたいんですけど。

○**岩崎委員長** 原文化振興課長。

○**原文化振興課長** このたびの作成に向けましては、検討協議会を設置しておりまして、様々な有識者の方に御意見なり御指導をいただいております。そういった方の中に当然歴史的な方にも踏まえた形での策定というふうに向かっております。

○岩崎委員長 中田委員。

○中田委員 といいますのが、先ほど来ちょっと出ているような御意見というのは、例えば歴史という部分だけまず切り取って言うと、どのぐらいの時間軸でこの地域の歴史の今と将来を見据えた今を捉えるかという時間軸のスケールによって、大山というのが的確であったり、あるいは大山、中海というようなところが的確であったりというのが違ってくると思うんですね。実際には歴史でここが江戸時代に栄えた背景の中には中海のウナギをずっと京都まで運んでいたような歴史だってあるわけで、流通のまちとして発展してきた背景には大山だけではない素材がありますよね、この400年ぐらいで見ても。今度、文化というところで見ると、文化と言われる部分で掘り起こして活用できる素材として何があるかということ、時間軸がもう少し逆に近づいてくるようなところに焦点が当たるといふか、スポットが強まるような認識になってきますよね。そこら辺をどう捉えるかということ、いろいろ御議論いただいて、みんなにすんと落ちるような保存活用に生かされるようなものにしていただきたいということが要望としてあります。

質問としては、特に基本方針の中で非常に重要な項目が丸づけされて書いてあるんですけど、この非常に重要な項目の中、例えばですけど、調査・研究というのにしても、情報提供にしたって、どこが主体となってこのことをやっていくのかということの取組が、例えば行政だけがこういうものを持ってやっていかなきゃいけないんだという使命感だけのお墨つきになってしまうと、調査・研究にどれだけのほんなら力と財力が割けるのかということを見ると、非常に一方で文化財が朽ちていったり、あるいは開発が進んでなくなっていったりというスピードにとってもじゃないけどついていけない、歴史の掘り起こしが間に合わないということもあるでしょうし、語り継ぐような調べるの部分でも、実際には語り継いでもらえそうな人がどんどん、今、その方がお亡くなりになったり、知っている人がなくなったりしていることがちょうどあるような時期なんですよ。地元の文化財にしたって歴史的遺産にしたって。そういったところで、非常に私はここを誰がどのように、行政だけがやるのではなくて、こういったことを取り組んでいくのかという主体ということの考え方がないと、本当に絵に描いた餅と言ったら失礼かもしれませんが、何かつくった、認定を受けたものがあるというだけのものに終わってしまうような気がするんですけど、その辺についてはどうなんですかね。

○岩崎委員長 原文化振興課長。

○原文化振興課長 委員がおっしゃいますとおりでして、この計画というのが、取組主体というのが、当然行政も一員なんですけども、私どもの行政だけではなくて、例えば地域ですとか、あるいは専門家の皆さんですとか、活動されている団体さん、そういった方々が、それぞれが主体的な取組をされる中で、行政としてもサポートなり、関わってこういうようなことは考えておりますので、このたびの計画は全て米子市だけがやる計画というわけではなくて、いろんな形で取組主体を設定しながら、そういったのを明示しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○岩崎委員長 ほかにありませんか。

西野委員。

○西野委員 先ほどの補足なんですけど、「大山さんのおかげ」ってあるんですけど、今後、この「大山さん」というワードですね、山が好きな方とか、結構「大山さん」とか、

大山町の方とか、「大山さん」とか使われるんですけど、これ県外の人とか、知らない人が見たら「大山（おおやま）さんのおかげ」になっちゃうから、訳分かんないことになってるので、そこはやっぱり「大山のおかげ」とか、「さん」をつける必要は米子市としてはないんじゃないかなと。大山（おおやま）さんって何だというふうになるので、その辺、よろしくをお願いします。

○**岩崎委員長** 御意見でよろしいですか。

○**西野委員** はい。

○**岩崎委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**岩崎委員長** では、ないようですので、以上で経済部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後 2 時 3 6 分 休憩**

**午後 2 時 3 9 分 再開**

○**岩崎委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部所管について審査をいたします。

初めに、議案第 5 8 号、米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

前田都市整備部次長。

○**前田都市整備部次長兼建築相談課長** それでは、議案第 5 8 号、米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

これまで長期優良住宅の普及の促進に関する法律の認定制度に基づきまして、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅の認定を本市において行ってきております。このたびこの法律の改正によりまして、これまで新築及び増改築を行う住宅を対象としていたものに建築行為を伴わない既存住宅を対象とした認定制度が追加創設されるものでございます。

このたびの条例案につきましては、この法改正を受け、新たに創設された認定申請の審査に対する手数料を定めるほか、所要の整備を行おうとするものでございます。

手数料の額につきましては、お手元の資料 2 枚目の手数料の一覧表のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○**岩崎委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

国頭委員。

○**国頭委員** すみません。これは既存の住宅ができたことによる新しくということですが、これは全国的に各自治体においてされていることでしょうか伺います。県内はどういった状況なのか。

○**岩崎委員長** 前田都市整備部次長。

○**前田都市整備部次長兼建築相談課長** この制度がどのようにされているかということでございます。



先ほど申し上げたように、これは通称長期優良住宅法に基づく国の改正によるものでございます。この法律につきましては、平成21年に施行されておりました、現在まで至っておる状況でございます。当初は新築の建物のみでございましたが、平成28年に増改築のような物件についても認定制度を取り込んでおります。このたび、10月1日施行になりますけれども、新たに既存の住宅につきましてもこのような認定制度を追加されたものでございます。特定行政庁である米子市がその申請を受け付けしまして、審査をして、認定をするという制度でございますので、全国的な法の改正に基づく道連れの条例の手数料の改正になる、そのような状況でございます。以上です。

**○岩崎委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** 手数料の額ですけど、確認等のいずれも添付がない場合とある場合で分かれて、差は当然なのかもしれませんが、この辺りの設定とかも他市町村と勘案されたのかどうかということ、本当、既存の住宅というのは、何か新築の場合はいろいろ税制優遇とかあるみたいですけど、保険料の値引きとか、既存の住宅というのは、メリットというのはあるんですか。すみません。

**○岩崎委員長** 前田都市整備部次長。

**○前田都市整備部次長兼建築相談課長** 先ほど特例措置といいますか、優遇措置ということでございます。

新築につきましても増改築につきましても、インセンティブとしまして、税制優遇あるいは金融、新築につきましては補助金制度などもございます。増改築につきましても、先ほど申し上げたように、ローンの借入れ等ございましたら、そのような税制優遇もあります。このたびの既存につきましても、一定のリフォーム等出てくることも想定されますので、それにつきましても同じように措置が対応できる、そういうようなものになってございます。以上です。

**○岩崎委員長** ほかにありませんか。

戸田委員。

**○戸田委員** 今、認定制度に関わってそういうメリットをお話しされたんですけども、認定制度にきちっと該当して、その中で、これからリフォームするということについてのそのときの弊害とか、それはまだ想定されてないんですか。例えば認定制度を受けた。次に、また5年後にはリフォームしようとするんだけど、その認定制度を外れるのか、そのままリフォームしてもいいのか、そのときにまだいい制度が、いわゆる補助支援とか、そういうのがあるかということをおきたい。

**○岩崎委員長** 前田都市整備部次長。

**○前田都市整備部次長兼建築相談課長** 認定制度の仕組みについて、ちょっともう少し御説明したいと思います。

長期優良住宅ということですので、これまで造っては壊すような短期の住宅ではなくて、質のいいものを長く使っていきたいというようなことです。今回の認定基準につきましては、耐震性でありますとか、省エネ性でありますとか、耐久性でありますとか、そういったようなもろもろの条件がありますので、いわゆるハイスペック住宅といいますか、そういうような高精度のものを造り上げて認定をしていくということになってます。

実態的なそういうような基準を満たすような建物と併せまして、先ほど申し上げたよう

に長期優良ということですので、長い目で管理をしていただくというのが条件になってございます。点検につきましては10年以内にやっていくということと、その点検の期間というのは、維持保全の計画をつくっていただいて、30年以上というのがこの認定の条件になっておりますので、そういう長いスパンでその認定の中身というのは維持していただく、それが条件になってございますので、今後また手を入れていくということになりますれば、最低その基準はキープしていただいた中で、長く使えるように保全をして管理していただくというのがこの認定の条件になっております。以上です。

○岩崎委員長 戸田委員。

○戸田委員 今おっしゃったように、そういう認定制度をキープしていかなければならないということなんですが、逆に言えば、例えば私が今そういう住宅に住んでいるんですけども、世代が替わってリフォームしていかなければならないということが直面してくるわけですね。そのときにその制度をどういうふうに外していくのか、その辺は構っててもらってはいけないというような、そういう本市とのいわゆる交渉事は出てこないですか。そういうことはどういうふうに想定されておられるか。

○岩崎委員長 前田都市整備部次長。

○前田都市整備部次長兼建築相談課長 認定から外していくということになりますれば、申請者のほうから変更ということも踏まえまして御相談をいただくことになると思います。先ほど申し上げたように、認定をしていくのが行政庁である米子市ですので、シチュエーションが変わるということであれば、その都度御相談を賜ればと思っております。

○岩崎委員長 戸田委員。

○戸田委員 最後にしますけれども、やはり認定制度を受けて、次に自前で簡単にリフォームができないというような弊害事務に当たってくる可能性があるのも、この認定制度を受けていこうというようなスタンスにはなかなかかなりにくい面がある。その辺のところは本市はどのように考えておられますか。最後にします。

○岩崎委員長 前田都市整備部次長。

○前田都市整備部次長兼建築相談課長 そういうような状況が変わっていくことに対してということでございますが、この認定制度につきましては非常に、全国的ではございますけれども、周知がまだ浅いのではないかと、私、考えております。全国的にも着工件数を比べましてもまだ3割程度も行っていない状況でございますので、建築主さんへの周知と併せまして、そういう技術的なところも含めまして、設計者さん、あるいは施工業者さん、この辺りもしっかり私どもも、今年度につきましても省エネ基準の説明会を開くなど、そういったようなところで最大限周知を今取り組んでおるところでございますので、今後も引き続き認定制度の住宅についての理解、周知促進も図っていききたい、そのように考えております。

○岩崎委員長 ほかにありませんか。

国頭委員。

○国頭委員 もう一度、すみません。大体1年で新築とか増改築、米子市、何件ぐらいで受けておられるのか、もし分かればですけど。

それから、これは、こう変えて、税収というのは基本的には下がるという、米子市全体の税収というのは追加になるので下がるとか、そういう換算というのはあるんですか。

○岩崎委員長 前田都市整備部次長。

○前田都市整備部次長兼建築相談課長 件数について、まずお話しいただきました。先ほど申しあげましたように、平成21年から申請を受け付けておりますが、大体年間100件から百二、三十件ぐらいを前後しておりますけども、昨年度につきましては190件余ほどございました。ちょっとやはりここ一、二年、少し数は増えてきております。

それと、先ほど申しあげましたように、対象とする物件が増えてまいりますので、可能性としては、手数料の徴収というものは幾らか増える見込みはあるのではないかと思います。これがちょっと今年度、10月1日以降の様子を見ていくことになろうかと思っております。以上です。

○岩崎委員長 ほかにありませんか。

西野委員。

○西野委員 先ほど戸田委員の御意見にも似てるんですが、これ言ってみれば、車で言ってみれば車検みたいな感じですよ。車検がついてる。要は直していかなくちゃいけない。直す期間が決められているという。長期優良住宅、これ米子市としては率先して進めていくんですかね。

○岩崎委員長 前田都市整備部次長。

○前田都市整備部次長兼建築相談課長 率先して進めていくかということでございます。この省エネ住宅というものにつきましては、長期優良住宅に限らず様々な制度がございます。それは、ZEH、ZEBでありますとか、建築物省エネ法でありますとか、今、御承知のように、2050年の脱炭素の実現に向けてカーボンニュートラルを目指すというような動きの中で、国をはじめ、この住宅については、逆に時代の潮流といいますか、そういうような動きになりつつありまして、先ほど申しあげた省エネ法につきましても、おおむね2025年には適合の義務化をされるというような動きにもなりつつございます。そういったような観点から、米子市におきましても、先ほど申しあげたように、この住宅についての取組を進めていきたい、そのように考えております。

○岩崎委員長 西野委員。

○西野委員 これは35年ローンとかで、35年を割ってみたら、維持管理で結局、さっき申しあげた車検みたいな感じで、終わってみれば1,000万ぐらいかかっちゃったみたいな感じになるって言われているんですよ。なので進めていくというのも、市としては進めていく、国が進めてるかは分かんないですけど、どうかなとは思いますが、この辺の詳細がちょっと一般の市民にも、いいことしか書かれてないような、ローンが安くなるとか金利が安くなるとか、そんな感じなので、この長期優良住宅造ったリスクというか、そういった面も詳しく書いてあげないと、じゃあやってみたってなって、後悔する方もおられるんじゃないかなと思いますけど…。

○岩崎委員長 前田都市整備部次長。

○前田都市整備部次長兼建築相談課長 先ほど申しあげましたように、申請者の方の周知というものも当然出てくるという、先ほど申しあげたとおりでございますので、いかに住宅の性質というものを理解していただくのかということも併せまして取り組んでいきたい。繰り返しになりますが、そのように考えております。

○岩崎委員長 西野委員。

○西野委員 かしこまりました。以上です。

○岩崎委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○岩崎委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様の御意見をお願いします。

〔「なし」と声あり〕

○岩崎委員長 特にないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第58号、米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○岩崎委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号、財産の取得についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

本干尾都市整備課米子駅周辺整備推進室長。

○本干尾都市整備課米子駅周辺整備推進室長 それでは、議案第59号、財産の取得について説明させていただきます。お配りしております資料に基づいて説明をさせていただきます。

本議案につきましては、米子駅南北自由通路等整備事業におきまして、自由通路及び駅南広場の事業用地のうち、線路部分を除く部分の用地を西日本旅客鉄道株式会社から取得するものでございます。

取得予定地の明細につきましては、資料1ページの1の取得予定地の表の記載のとおりでございまして、駅北側、駅南側、合わせて5,950.42平方メートルの土地となります。

取得地の位置につきましては、資料の2ページ及び3ページに図面を添付しておりまして、こちらの赤く囲っている部分が取得予定地ということになります。

次に、取得価格につきましては、資料1ページの2に記載しております。まず、この当該土地の取得に当たりましては、不動産鑑定士による鑑定評価を行った結果、2の(1)に示すと通りの1平方メートル当たりの単価、駅北側11万5,000円、駅南側3万7,400円となり、それぞれに面積を掛けまして、10万円未満を切り捨てた合計2億6,610万円という結果になっております。

次に、本年6月20日にこの土地価格につきまして、米子市財産評価審議会のほうに諮問いたしまして、資料4ページから5ページに答申書の写しをつけさせていただいておりますが、1平方メートル当たりの単価として適正という答申を受けているところでございます。

この結果を踏まえまして、取得価格としましては、2の(3)のとおり、鑑定評価結果の合計の範囲内となる単価、駅北側を11万4,900円、駅南側を3万7,300円とし、合計2億6,555万4,882円で取得しようとするものでございます。

説明は以上です。

○**岩崎委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様の質疑をお願いいたします。

戸田委員。

○**戸田委員** 3ページ目の図面で見るとは赤くくりにしてあるんだけど、駅北広場って、これはこういうふうな底地になっているわけ。こういうふうな底地を買収して、何をどげなふうにしなるわけ、用途は。

○**岩崎委員長** 北村都市整備課長。

○**北村都市整備課長** この駅北広場側の赤く囲ってあるところが底地になるかということですけども、ここの部分については、こういう形で分筆をしましてから、その部分の用地買収をするものであります。

○**岩崎委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** この辺は通路だということで解釈していいの。

○**岩崎委員長** 隠樹都市整備部長。

○**隠樹都市整備部長** この北側の赤線で囲ってある部分につきましては、ここにエレベーターですとか階段がつきまして、自由通路に上り下りする部分も含めて自由通路につながる部分の買収ということでございます。

○**岩崎委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私、分かって聞いていただけ、そういうふうな形できちっと説明をされたら。説明を随時されたらどうなんですか。ただ単にこれだけ図示して、あとはさらっと説明されて、委員、理解されるんでしょうかね。不適切だし、不親切だがな、あなたたちのやっとうことは。これだけJRの工事というのは注目されているんですよ。私たちも市民の方々に説明する責任を負っておるんですよ。それで、これの駅南広場のタクシーの乗降がいろいろ、29台でなっておるんですけど、だんだんだんだん一般駐車場が狭くなっているんですけど、これはタクシーの乗降の、タクシーの乗りを増やしたのかなと思うんですけど、その辺の説明は全くされないんですか。これだけ巨費を投じて購入していくんですよ。あなたの方よく説明のやり方というのは、従前に説明された。そうなんですか。その都度その都度きちっと説明されたらどうなんですか。何を説明されたんですか。単価が平米当たり何ぼで、あと掛けた、買収面積がこれで、これだけですと。そうなんですか。どうですか、部長、その辺は。

○**岩崎委員長** 隠樹都市整備部長。

○**隠樹都市整備部長** 委員おっしゃられますように、このたびの説明につきましては、買収部分の面積ですとか単価の説明に終始したわけでございますけども、やはりおっしゃられますように、使用目的ですとか、そういった部分部分についての詳細な説明も必要だったかと思っておりますので、以後につきましては、その辺、十分注意させて、説明のほうを行わせていただきたいと思います。どうもすみませんでした。

○**岩崎委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 最後にしますけど、私たちのときは使用目的をきちっと掲げて、それで単価で、買収面積で、予算をきちっとしていくというのが流れだったんですね。そういうふうな丁寧さが、私、なくて、ただ、今、私たちも地面、底地じゃないですよ、分かっている

んですよ。だけどそこに全く説明がないから、じゃあ何をどういうふうにしていくんでしょうかと。やっぱり今、部長さんがおっしゃったように、そういうところ、丁寧さがあっても私はいいと思いますよ。その辺のところを要望しておきたいと思います。

**○岩崎委員長** ほかにありませんか。

又野委員。

**○又野委員** もしかしたらちょっと先ほどの戸田委員の話にもつながるかもしれませんが、説明の中で、なぜこれを取得しなければならないのかというところ、この南北自由通路整備事業を進めていくためには取得しなきゃいけないということだと思っておりますけれども、その根拠となるものというんですかね、そこら辺をちょっと聞かせていただきたいと思っておりますけれども。

**○岩崎委員長** 本干尾室長。

**○本干尾都市整備課米子駅周辺整備推進室長** まず、先ほどちょっと不足しておりましたけど、まず、取得用地の対象としておりますのが、自由通路部分、それから駅南広場部分ということになります。どちらも市道扱いということで、米子市が管理する市道ということで、今、整備をしているところでございます。今回、買収の対象としております用地につきましては、市道部分として、米子市が管理をする部分の底地を買収するものでございます。ただ、上の部分につきましては、当然、線路もありますので、米子市とJRさんが共同で使用する土地ということになりますので、その部分を外した部分を買収により取得するというところでございます。

**○岩崎委員長** 又野委員。

**○又野委員** そうすると、市道扱いにしなければならないから米子市の土地として取得しなければならないということで基本的には理解していいんでしょうか。

**○岩崎委員長** 北村都市整備課長。

**○北村都市整備課長** 一般的に市道としましては米子市用地として考えておりますので、今回もそのとおりで考えております。

**○岩崎委員長** 本干尾室長。

**○本干尾都市整備課米子駅周辺整備推進室長** すみません。もう1点補足。こういう道路と鉄道を交差する部分の交差に対する協議というところで、国のほう等も要綱等を示しておりまして、その要綱においても、それぞれが施設として、今回でいくと米子市が都市施設、市道として必要な部分につきましては、行政のほう、自治体のほうで土地を取得するというような取扱いになってますので、そういった点も踏まえまして、今回、土地を取得するというところでございます。以上です。

**○岩崎委員長** ほかにありませんか。

ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様のお意見を申し上げます。討論はありませんか。

又野委員。

**○又野委員** この南北自由通路等整備事業ですけれども、今年の12月議会のときに増額をされまして、私はそのときに、増額、このままでは認められないということで、一旦中断してでも市民の皆様、いろいろと理解いただいてから、納得いただいてからじゃないと

進めてほしくないという意見を述べて、反対を表明いたしました。ということで、この事業を進めるための用地の取得については、反対をいたしたいと思います。

**○岩崎委員長** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第59号、財産の取得について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…大下委員、門脇委員、国頭委員、戸田委員、中田委員、西野委員、矢田貝委員〕

**○岩崎委員長** 賛成多数であります。よって、本件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後3時05分 休憩**

**午後3時33分 再開**

**○岩崎委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部から1件の報告がございます。令和4年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金（都市整備部分）について、当局からの報告をお願いいたします。

岡島建設企画課総務担当課長補佐。

**○岡島建設企画課総務担当課長補佐** それでは、本市のインフラ整備の財源に活用しております令和4年度の社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金、国庫補助金の都市整備部における配分状況について説明いたします。

配分額につきましては、お配りしておりますA3サイズの委員会資料のとおりでございます。

資料でございますが、資料の左側から、令和4年度の要望額及び配分額、中央には令和3年度の要望額及び配分額、右側に市の令和4年度の予算と交付対象の事業を記載しております。そのうちの主な事業につきまして説明させていただきます。

なお、令和3年度の国の1次補正予算に係る追加配分は、令和4年度分の前倒しとして4年度当初予算と一体で編成されております。これに合わせて、市の予算につきましても、国の追加配分に伴う令和3年度1次補正対応予算と4年度当初予算を併せて記載し、その合計額で御説明させていただきます。

まず、主な事業でございますが、資料の左側の事業区分でございます。その上から2つ目、街路関係でございます。米子駅南北自由通路等整備事業に該当しますパッケージ24でございます。これは、要望額①の欄でございますが、10億8,350万円に対し、要望額どおりの配分となりました。なお、この配分額は、表に掲載した今年度全ての交付金、補助金合計のおよそ3分の2を占める額でございます。

次に、その下の公園関係でございます。公園施設長寿命化事業に充当いたします防災・安全交付金は、要望額①4,500万円に対し、3,500万円の配分となっております。また、右の市の歳入予算額は、令和4年度当初予算額の交付金の欄でございますが、1,000万円と隣の令和3年1次補正対応予算の1,500万を合わせました2,500万円

としておりまして、配分額が市の歳入予算額を1,000万円上回っております。この予算の増額につきましては、先ほど補正予算で御説明をしたところでございます。

次に、資料の下側でございます。国庫補助金のうち、道路関係でございます。交通安全対策に係る補助金につきまして、要望額①1億9,400万円に対しまして、ほぼ満額の1億9,363万6,000円の配分となっております。なお、令和4年度から、交付金対象事業であります市道安倍三柳線改良事業（通学路）につきましては、表の一番上の社総金パッケージ18からこちらの補助金に変更になっております。

以上、主な事業につきまして説明いたしました。

社総金、国庫補助金の合計につきましては、資料の一番下でございまして総計といたしまして、要望額①18億5,192万3,000円に対しまして、配分額16億944万9,000円、配分率は86.9%、前年比168.1%と、前年度に比べて大きく増額となっております。増額となった主な理由は、米子駅南北自由通路等整備事業の金額が昨年度と比較して多くなっているためでございます。

また、2ページ目には、本市に対する社総金全体の配分状況を年度当初の状況と比較したものを添付しております。

以上、令和4年度の社会資本整備総合交付金の配分状況について説明いたしました。

本市といたしましては、今後の国の補正や追加配分など、引き続き国の動向を注視しつつ、より配分が受けやすい要望の検討を行うほか、地方債の活用などにより、本市のインフラ整備のための財源の確保に全力を尽くしてまいります。

説明は以上でございます。

**○岩崎委員長** 説明が終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見をお願いいたします。

戸田委員。

**○戸田委員** この社総金の配分について理解したんですけど、本当に皆さん方はしっかり予算獲得について頑張っておられるなということで、私は敬意を表したいというふうに思います。

ただ、今の南北自由通路については、12億5,600万でしたかいね、しかしながら、令和3年度の繰越明許で12億3,000万しておられるんですけども、合計すると約25億円に事業費が膨らんでおるんです、単純で計算すれば。そういう中で、私いつも言いますけれども、施工管理、その辺のところはJRと米子市とどのような形で施工管理体制を敷いておられるか、その辺を伺っておきたいと思えます。

**○岩崎委員長** 隠樹都市整備部長。

**○隠樹都市整備部長** 施工管理の方法でございまして、先ほども又野委員のほうからございましたが、昨年12月議会で皆様方にいろいろ御迷惑をおかけ申し上げ、かなりの事業費、これを増額したところでございます。これの一つの要因といたしましては、やはりJRとのコミュニケーション不足というのも一つ上げられると思っております、それ以降につきましては、我々のほうの体制も強化させていただいたことと、南北自由通路の現状の施工管理の方法につきましては、月に一、二回でございまして、毎月、南広場も含めて調整会議を行わせていただいております。その場面で、今の進捗状況の確認ですか、これからの事業実施の内容等をお互いに詰めながら事業のほうを進めておりまして、



先ほど繰越しのお話がありましたけれども、事業といたしましては、先日の本会議のほうでも、私のほう、申しあげましたけれども、現在は順調に推移して、目標の完了を目標に向けて進捗を図っているところでございます。

○**岩崎委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** 先ほど言いましたように、25億、大きな事業費が膨らんで、なかなか管理ができにくい部分があると思うんですね。今、部長さんがおっしゃったように、発注者側と受注者側のコミュニケーションがきちっとできていないと大きな事業はやっぱり進捗できないと思うんです。その辺のところ、月に1回程度、施工管理計画に基づく会議もしておられるようですので、その辺の施工管理についての、頻繁にきちっと開かれて詰めていかないと、これから詰め作業になってくると思うんですよ。その辺が雑にならないように、きちっとしていかなければ私はないというふうに思います。再度、部長のほうで、そういう見解を伺っておきたいと思います。

○**岩崎委員長** 隠樹都市整備部長。

○**隠樹都市整備部長** 米子市の技術職員として、前回の失敗と言わせてもらいますけれども、あえて、あれは非常に恥ずかしいことだと思っております。やはり先ほども言いましたけれども、JR側とのそういった施工の状態確認ですとか現場の確認というのは常に怠ってはいけないという具合に思っておりますので、これからも同じように、前例を肝に銘じまして、施工管理のほう、邁進してまいりたいという具合に思っております。以上でございます。

○**岩崎委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**岩崎委員長** ないようですので、以上で都市整備部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午後3時42分 休憩

午後3時46分 再開

○**岩崎委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

下水道部から1件の報告がございます。令和4年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金について、当局からの報告をお願いいたします。

仲田下水道企画課下水道企画室長。

○**仲田下水道企画課下水道企画室長** それでは、令和4年度社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の交付配分額について御報告いたします。

説明資料でございますが、1枚物で、下半分に棒グラフと折れ線グラフのある資料を使って御説明させていただきます。

では、皆さん、資料を御覧ください。社会資本整備総合交付金、社総金でございますが、これは、管渠の新設など、施設の未普及解消が対象となるものでございます。もう一つ、防災・安全交付金、いわゆる防安交付金でございますが、これは、施設の老朽化対策のほか、事前の防災・減災対策が対象となるものでございます。資料の下段には、年次別推移といたしまして、社総金と防安交付金それぞれの配分額と配分率をグラフにしたものがございます。

それでは、令和4年度のそれぞれの交付配分額の状況についてでございます。まず、社

総金についてでございますが、国への要望額6億5,730万円に対しまして、満額の配分という回答をいただいたところでございます。また、防安交付金につきましては、国への要望額3億840万円に対しまして、配分額が1億9,280万円となりまして、配分率のほうは62.5%という結果でございます。この結果となった理由について、鳥取県を通じて国に確認をいたしましたところ、未普及対策や雨水計画などへ重点的に配分しているため、全国的に本年度の配分率が低くなっているということでございます。

資料下段の社総金配分状況の棒グラフを御覧ください。令和3年度補正予算のところは防安交付金といたしまして、令和4年度に実施する事業の前倒し分があり、国への要望額9,300万円に対しまして、満額の配分となっており、令和4年度分と合計をいたしますと、要望額4億140万円に対し、配分額2億8,580万円となりまして、防安交付金の配分率は71.2%となります。この結果を踏まえ、改めて事業内容を精査いたしますとともに、緊急度、危険度等を勘案し、令和4年度実施予定の事業のうち優先度の高い事業から計画的に進めていくことにしております。

説明は以上です。

**○岩崎委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** ないようですので、以上で下水道部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後3時49分 休憩**

**午後3時51分 再開**

**○岩崎委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

閉会中の継続審査についてを議題といたします。

閉会中に継続して審査をする必要がある場合、会議規則第76条の規定により、あらかじめ議長に申し出る必要があります。

お手元に配付しております事項について、閉会中の継続審査を申し出たいと思います。この内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** 御異議なしと認めます。では、このとおり申出を行います。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後3時52分 休憩**

**午後3時54分 再開**

**○岩崎委員長** そしたら、再開をいたします。

次に、広報広聴委員の選出についてを議題といたします。

本件につきましては、米子市議会広報広聴委員会要綱第3条の規定に基づき、当委員会から2名の委員を広報広聴委員に選出しようとするものでございます。

それでは、選出の方法でございますが、よろしければ私からの指名ということでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** それでは、広報広聴委員会の委員には、西野委員及び私、岩崎を選出した

したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○岩崎委員長** 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、大変お疲れさまでした。以上で都市経済委員会を閉会いたします。

**午後 3 時 5 5 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

都市経済委員長 岩 崎 康 朗